

唐津市監査委員告示第8号

定期監査結果の公表について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和2年9月9日

唐津市監査委員 竹内 御木 夫

唐津市監査委員 熊本 大成

総務部定期監査結果報告書

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査を唐津市監査基準に準拠し実施した。

1 監査した委員

竹内 御木 夫

熊本 大成

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項に規定する定期監査

3 監査の対象

総務部

4 監査の期間

令和2年4月17日から令和2年7月17日まで

5 監査の着眼点

事務の執行（主として財務に関する事務の執行）及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかどうかについて、監査を実施した。

6 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係書類及び諸帳簿について全部又は一部を抽出し、その資料に基づき担当職員から事情を聴取しながら実施した。

7 監査の結果

監査の結果、改善を要する事項等は次のとおりであった。

総務課

1 唐津市市章の使用許可について

令和元年 6 月 27 日付で A 社からシンボルマーク及び市章を使用したい旨の申請書が提出されており、同年 7 月 2 日付で使用許可をしているが、唐津市シンボルマーク及び唐津市シンボル旗取扱規程（以下「シンボルマーク取扱規程」という。）においてシンボルマークの使用許可の規定はあるものの市章については使用許可に関する規程がないため、実施伺においてシンボルマーク取扱規程を準用して許可をする旨を記載し許可をしていた。

本市の市章に関する規程がないということは、原則市章の外部への使用許可は想定されていないものと思料するが、市以外の者への使用を許可する必要が予定されるのであれば、その取扱に関する規程を整備されたい。

また、シンボルマーク取扱規程第 5 条第 1 項において「シンボルマーク及びシンボル旗は、公共団体又は公共的団体が使用する場合にその使用を許可することができるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。」と規定されており、A 社は民間企業であるため、ただし書規定により市長が特別の理由があると認めるものとして許可をされているが、その決裁権者については公共団体等からの申請時と同様に部長決裁とされていた。唐津市事務決裁規程第 4 条第 1 項第 2 号において「異例であると認められる事項」については、事務決裁規程に定める専決事項であっても「市長又は上司の決裁又は指示を受けなければならない。」と規定されており、当該使用許可に関する専決事項は通常部長決裁であることから、当該申請の内容から鑑みると副市長以上の決裁が相当であったと思料する。

危機管理防災課

1 唐津市防災行政無線設備定期点検業務について

唐津市防災行政無線Ⅲ期（唐津地区）設備定期点検業務及び唐津市防災行政無線Ⅲ期（浜玉・巖木・相知・七山地区）設備定期点検業務について、それぞれ令和2年3月19日付けで委託業者から業務完了報告書が出され、同日付で、検査の結果、設計書、契約書のとおり相違ありませんと記載され、検査者及び確認者の押印がされた「監督・検査・確認報告書（工事外）」が作成されていた。しかしながら、提出書類として同業務契約書別紙仕様書第6条第3号で規定されている点検業務報告書、同条第4号で規定されている不良箇所一覧表、修理する優先順位及びその概算費用について提出がされていなかった。

また、唐津市防災行政無線Ⅱ期（唐津・北波多地区）設備定期点検業務、唐津市防災行政無線Ⅱ期（鎮西・呼子・肥前地区）設備定期点検業務及び唐津市防災行政無線Ⅱ期（移動系）設備定期点検業務についても、それぞれ令和元年12月25日付けで委託業者から業務完了報告書が出され、同日付で、前記と同様に「監督・検査・確認報告書（工事外）」が作成されていたが、これらも、業務完了報告書とともに点検業務報告書に当たる報告書は提出されているものの、仕様書により提出が必要とされる不良箇所一覧表、修理する優先順位及びその概算費用について提出がされていなかった。

「監督・検査・確認報告書（工事外）」の作成及び決裁に当たっては、業務の成果が契約書及び仕様書と適合しているか、十分に確認をされ適切な事務処理をされたい。

2 原子力災害対策施設電気工作物保安管理業務における保安業務担当者の資格等の確認について

馬渡島原子力災害対策施設電気工作物保安管理業務において、同業務仕様書9(5)に「保安業務担当者並びに保安業務従事者の氏名、生年月日、主任技術者免状の種類及び番号を書面をもって市に知らせるもの」と保安業務担当者の資格等について規定されているが、その書面が提出されていなかった。

自家用電気工作物保安管理業務の委託を受ける者は電気事業法施行規則において必要な資格が定められており、また保安管理業務を行うに当たっては保安業務担当者の身分確認が求められるため、資格等を証する書類を必ず提出させるべきと思考する。仕様書の内容を十分に確認のうえ、当該業務に遺漏なきよう注意されたい。

なお、神集島外原子力災害対策施設電気工作物保安管理業務、小川島外原子力災害対策施設電気工作物保安管理業務、ちんぜい荘原子力災害対策施設電気工作物保安管理業務及び向島外原子力災害対策施設電気工作物保安管理業務についても同様の指摘である。

人事課

1 出勤簿の整理等について

令和元年（平成 31 年）に承認された職員の配偶者出産休暇や婚姻休暇に係る出勤簿の整理において、該当日に「特休」と押印等により整理がなされていた。また、ボランティア休暇や看護休暇に係る職員の出勤簿の整理においては、該当日に「ボランティア休」、「看護休暇」、「看休 時」と手書きにより整理されているものが多数見受けられた。

唐津市役所処務規程第 7 条第 3 項の規定により職員の出勤状態に関する必要な事項の記録は、別表に掲げる区分と略号によるものとされ、唐津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「規則」という。）第 33 条に規定された配偶者出産休暇の略号は「配出休」、規則第 29 条に規定された婚姻休暇の略号は「婚姻」、また規則第 28 条に規定されたボランティア休暇及び規則第 44 条に規定された看護休暇の略号は、1 日を単位とするものについては「特休」、1 時間を単位とするものについては「特休 時」とされている。

当課は職員に関すること全般を統括管理する部署であり、職員の出勤状態を記録する出勤簿の整理については、過去の他部署における定期監査において必要な事項が整理されておらず指摘をしていることを踏まえ、全庁的に適切な事務処理となるよう出勤簿整理の確認及び指導を徹底されたい。また、社会情勢に伴い勤務形態も変化している状況であり、従来からの出勤簿の形式が必須のものなのか、より効率的な代替方法がないのかについても併せて検討されたい。

巖木市民センター総務・福祉課

1 巖木市民センター庁舎自家用電気工作物保安管理業務における保安業務担当者の資格等の確認について

巖木市民センター庁舎自家用電気工作物保安管理業務において、同業務仕様書9(5)に「保安業務担当者並びに保安業務従事者の氏名、生年月日、主任技術者免状の種類及び番号を書面をもって市に知らせるもの」と保安業務担当者の資格等について規定されているが、その書面が提出されていなかった。

自家用電気工作物保安管理業務の委託を受ける者は電気事業法施行規則において必要な資格が定められており、また保安管理業務を行うに当たっては保安業務担当者の身分確認が求められるため、資格等を証する書類を必ず提出させるべきと思考する。仕様書の内容を十分に確認のうえ、当該業務に遺漏なきよう注意されたい。

肥前市民センター総務・福祉課

1 燃料費の不適正な支出等について

肥前市民センターの燃料購入事務について、令和元年 5 月 30 日付で燃料の購入先から平成 30 年度末時点における未収金残高確認依頼書が市に提出されており、翌 31 日に 22,248 円の未払（平成 30 年 6 月 8 日給油分）がある旨の回答（総務・福祉課長決裁）がされていた。

内容を確認すると、未払金は平成 30 年 6 月 8 日に給油した肥前市民センター管内にある向島ごみ処理施設で使用する白灯油代金であり、支払事務において、実際には給油していない令和元年 6 月給油分として令和元年度の予算から令和元年 7 月 10 日に支払を行うという極めて不適正な事務処理となっていた。同処理施設における燃料給油は、その地理的条件から向島区から選任されたごみ処理施設作業員が島内にある購入先所有の燃料保管庫から給油し、その旨を市及び購入先担当者に連絡後、市の担当者が物品購入伺を起票する流れとなっていたが、平成 30 年 6 月 8 日に給油した分については、作業員が給油後連絡を失念したため未払となったとのことであった。しかしながら、そもそも物品の購入は、予算を執行するにあたり数量及び納品時期等を市が決定するものであるため、決裁後に購入されることはもちろんであるが、本来であればその未払金は過年度支出として処理すべきであり、作為的に給油日を操作した今回の事務処理については極めて不適正と言わざるを得ない。

適正な事務処理をされたい。

鎮西市民センター総務・福祉課

1 鎮西市民センター庁舎自家用電気工作物保安管理業務における保安業務担当者の資格等の確認について

鎮西市民センター庁舎自家用電気工作物保安管理業務において、同業務仕様書9(5)に「保安業務担当者並びに保安業務従事者の氏名、生年月日、主任技術者免状の種類及び番号を書面をもって市に知らせるもの」と保安業務担当者の資格等について規定されているが、その書面が提出されていなかった。

自家用電気工作物保安管理業務の委託を受ける者は電気事業法施行規則において必要な資格が定められており、また保安管理業務を行うに当たっては保安業務担当者の身分確認が求められるため、資格等を証する書類を必ず提出させるべきと思考する。仕様書の内容を十分に確認のうえ、当該業務に遺漏なきよう注意されたい。

総務部 共通

1 事務処理について

不適切な処理が見受けられたので、関係規定に沿った適切な事務処理をされた
い。

なお、指摘の件数は、次のとおりである。

(1) 総務課	13 件
(2) 新庁舎建設室	3 件
(3) 危機管理防災課	16 件
(4) 人事課	10 件
(5) 浜玉市民センター総務・福祉課	4 件
(6) 巖木市民センター総務・福祉課	7 件
(7) 相知市民センター総務・福祉課	4 件
(8) 北波多市民センター総務・福祉課	7 件
(9) 肥前市民センター総務・福祉課	6 件
(10) 鎮西市民センター総務・福祉課	7 件
(11) 呼子市民センター総務・福祉課	2 件
(12) 七山市民センター総務・福祉課	4 件